

いつも PCT 群馬教習所をご利用いただきありがとうございます。  
テールゲートリフター特別教育を新規開講いたします。

・ 8月8日（火） ￥16,000

是非、受講ご検討よろしくお願いたします。（以降日程は HP にて順次公開）

労働安全衛生規則等一部改正内容

**テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます。**

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用した荷を積み卸す作業において、労働者がテールゲートリフターの機能や危険性を十分に認識していないことにより、テールゲートリフター使用時の労働災害が発生していることから、荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第 59 条第 3 項に基づく特別教育の対象となります。

令和 6 年 2 月 1 日以降は、以下のカリキュラムによる特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなります。

#### 特別教育カリキュラム（合計6時間）

● 学科

テールゲートリフターに関する知識（1.5時間）

テールゲートリフターによる作業に関する知識（2時間）

関係法令（0.5時間）

● 実技

テールゲートリフターの操作の方法について（2時間）

